

## 登録販売者を店舗の管理者とする場合

登録販売者を店舗の管理者とする場合は、取扱う医薬品の区分によって必要な条件を満たす登録販売者である必要があります。それぞれに対応した書類を添付してください。

### 【注意】

実務従事：薬剤師または登録販売者の管理および指導の下で一般従事者として行ったもの

業務従事：薬剤師または登録販売者の管理および指導の下で登録販売者として行ったもの

### 【第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する店舗において登録販売者を管理者とする場合】

以下1～3のいずれかの条件を満たす登録販売者である必要があります。

必要条件	添付書類
<b>1. アまたはイをみたす者</b> ア 過去5年のうち、薬局、店舗販売業及び配置販売業（以下、店舗販売業等とする。）において、通算して2年以上（ひと月あたり80時間必要）の一般従事者としての実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）又は登録販売者としての業務従事を証明できる者 イ 過去5年のうち、店舗販売業等において、通算して2年以上かつ合計1920時間以上の一般従事者としての実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）または登録販売者としての業務従事を証明できる者	①および② ① 実務従事または業務従事証明書 ② 勤務状況報告書 （なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）
<b>2. アまたはイをみたす者（なお、管理者は必要な能力および経験を有する者でなければならないのでアまたはイの他に、直近において一定の従事経験及び外部の研修実施機関が行う年1回の研修受講実績があることが望ましい。）</b> ア 店舗販売業等において平成21年6月1日以降に通算して2年以上（ひと月あたり80時間必要）の一般従事者の実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）または登録販売者としての業務従事を確認でき、さらに店舗管理者または区域管理者としての業務従事を確認できる者。 イ 店舗販売業等において平成21年6月1日以降に通算して2年以上かつ1920時間以上の一般従事者の実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）または登録販売者としての業務従事を確認でき、さらに店舗管理者または区域管理者としての業務従事を確認できる者。	①および② ① 実務従事確認書または業務従事確認書 ② 勤務状況報告書 （なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）
<b>3. アまたはイをみたす者（令和3年7月通知の当分の間の経過措置）</b> ア 平成21年6月1日以降に店舗販売業等において通算して5年以上（ひと月あたり80時間必要）の一般従事者の実務従事（薬剤師または登録販売者の管理および指導の下）または登録販売者としての業務従事を確認でき、さらに行政に登録している外部の研修実施機関が行う年1回の研修を通過して5年以上受講していることを確認できる者。 イ 平成21年6月1日以降に通算して5年以上かつ4800時間以上の一般従事者の実務従事（薬剤師または登録販売者の管理および指導の下）または登録販売者としての業務従事を確認でき、さらに外部の研修実施機関が行う年1回の研修を通過して5年以上受講していることを確認できる者。	①および②および③ ① 実務従事確認書または業務従事確認書 ② 勤務状況報告書 （なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。） ③ 受講した外部研修修了証の写し（原本を窓口にて提示してください。）

**【要指導医薬品もしくは第一類医薬品を販売等する店舗において登録販売者を管理者とする場合】**

原則は薬剤師を管理者とする必要があります。その上で薬剤師を管理者とすることができない場合は以下の条件を満たす登録販売者が管理者である必要があります。

なお、補佐する薬剤師が必要になりますのでご注意ください。

必要条件	添付書類
次の A または B をみたす者	①および②
<p>A 過去5年のうち、下欄の1および2に掲げる期間が通算して3年以上（ひと月あたり80時間必要）であることを証明できる者。</p> <p>B 過去5年のうち、下欄の1および2に掲げる期間が通算して3年以上かつ合計2880時間以上であることを証明できる者。</p>	<p>① 業務従事証明書</p> <p>② 勤務状況報告書</p> <p>（なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）</p>
<p>1. 次のアからウまでに掲げる薬局、店舗または区域において、登録販売者として業務に従事した期間</p> <p>ア 要指導医薬品もしくは第1類医薬品を販売し、または授与する薬局</p> <p>イ 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品もしくは第1類医薬品を販売、または授与する店舗</p> <p>ウ 薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する区域</p> <p>2. 次のアまたはイに掲げる管理者として業務に従事した期間</p> <p>ア 第1類医薬品を販売し、または授与する店舗の店舗管理者</p> <p>イ 第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者</p>	